

2014年（平成26年）2月12日

神奈川県警察本部長 殿

緑警察署長 殿

横浜弁護士会

会長 仁平信哉

警告書

当会は、申立人Aからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、申立人に対する捜査には重大な人権侵害が認められ、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴職らに対し、下記のとおり警告します。

警告の趣旨

2009年（平成21年）12月25日午前3時15分ころ、ドン・キホーテ東名横浜インター店の駐車場において、覚せい剤取締法違反で任意捜査中、神奈川県警察緑警察署所属警察官であったBが、逃走を阻止する目的で申立人の右手を後ろ手に捻り上げ、背中に押しつけるようにし、同署所属警察官であったC及びDがその周りを取り囲んで加勢した行為、その後申立人を捜査車両に乗車させて、1時間以上留め置いた行為は、違法な実質逮捕であり、申立人に右肩腱板断裂、右肩関節周囲炎という傷害結果をもたらしたことから、申立人の身体及びその自由に対する人権侵害行為であったものと判断する。

また、上記B、同C、同Dは、令状なく、その必要性・緊急性、申立人の同意もない中で、申立人のハリアーを検索し、覚せい剤を発見したという重大な違法行為をした。その後、上記Cが、覚せい剤を発見した経緯や申立人を捜査車両に乗車させた経緯について虚偽の事実を記載した現行犯人逮捕手続書を作成・行使したこと、神奈川県警察緑警察署所属警察官であったE、上記B、同Cが公判廷で、証人として出廷しながら、申立人の右手を背中に押し当てたことはないとか、申立人が自分から捜査車両に乗り込んだとか、2回目の検索の

前に申立人がハリヤーを自分のものと認めていたなどと事実と反する証言をしたことは、いずれも無令状での検索や実質逮捕という重大な違法を隠蔽するためのものであり、申立人の適正な刑事手続を受ける権利等を侵害し、ひいては申立人が誤った事実に基づき有罪の判決を受ける危険を生じさせるものであるから、申立人に対する人権侵害行為であったものと判断する。

今後は、刑事訴訟法及び犯罪捜査規範に則り、犯罪捜査において令状主義の精神を遵守し、被疑者の身体に不当な傷害結果を与えるような捜査を断じて行わないとともに、一度なされた違法行為を隠蔽するような行為は言語道断であることを銘記し、貴署職員が今後同じような違法捜査や隠匿行為を行わないよう再発防止策を講ずるよう警告する。

警告の理由

別紙調査報告書のとおり

2014年（平成26年）2月12日

神奈川県警察 警察官B 殿
神奈川県警察 警察官C 殿
神奈川県警察 警察官D 殿
神奈川県警察 警察官E 殿

横浜弁護士会

会長 仁平 信哉

警告書

当会は、申立人Aからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、申立人に対する捜査には重大な人権侵害が認められ、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴職らに対し、下記のとおり警告します。

警告の趣旨

2009年（平成21年）12月25日午前3時15分ころ、ドン・キホーテ東名横浜インター店の駐車場において、覚せい剤取締法違反で任意捜査中、神奈川県警察緑警察署所属警察官であったBが、逃走を阻止する目的で申立人の右手を後ろ手に捻り上げ、背中に押しつけるようにし、同署所属警察官であったC及びDがその周りを取り囲んで加勢した行為、その後申立人を捜査車両に乗車させて、1時間以上留め置いた行為は、違法な実質逮捕であり、申立人に右肩腱板断裂、右肩関節周囲炎という傷害結果をもたらしたことから、申立人の身体及びその自由に対する人権侵害行為であったものと判断する。

また、上記B、同C、同Dは、令状なく、その必要性・緊急性、申立人の同意もない中で、申立人のハリアーを検索し、覚せい剤を発見したという重大な違法行為をした。その後、上記Cが、覚せい剤を発見した経緯や申立人を捜査車両に乗車させた経緯について虚偽の事実を記載した現行犯人逮捕手続書を作成・行使したこと、神奈川県警察緑警察署所属警察官であったE、上記B、同

Cが公判廷で、証人として出廷しながら、申立人の右手を背中に押し当てたことではないとか、申立人が自分から捜査車両に乗り込んだとか、2回目の検索の前に申立人がハリヤーを自分のものと認めていたなどと事実と反する証言をしたことは、いずれも無令状での検索や実質逮捕という重大な違法を隠蔽するためのものであり、申立人の適正な刑事手続を受ける権利等を侵害し、ひいては申立人が誤った事実に基づき有罪の判決を受ける危険を生じさせるものであるから、申立人に対する人権侵害行為であったものと判断する。

当会は、貴職らに対し、深く反省することを求めるとともに、今後は、刑事訴訟法及び犯罪捜査規範に則り、犯罪捜査において令状主義の精神を遵守し、被疑者の身体に不当な傷害結果を与えるような捜査を断じて行わないとともに、一度なされた違法行為を隠蔽するような行為は言語道断であることを銘記し、同じような隠匿行為を二度と行わないよう警告する。

警告の理由

別紙調査報告書のとおり

2014年1月22日

報告書

横浜弁護士会

会長 仁平 信哉 殿

横浜弁護士会人権擁護委員会

委員長 佐藤 昌樹

申立人Aの人権救済申立事件（2012年01号事件）について、その調査結果を報告します。

第1 処置意見

神奈川県警察本部長，緑警察署長及び相手方神奈川県警察警察官B，同C，同D，同Eに対し，別紙警告書のとおり警告するのが相当である。

第2 理由

1 申立の概要

(1) 申立人 A

相手方 神奈川県警察緑警察署警察官
B・C・D・E

(2) 申立の趣旨

以下①ないし④のとおり，申立人の人権が相手方らによって侵害されたことにつき，相手方ら及びその雇用者である神奈川県警察は侵害回復について相当な手立てを講じ，相手方ら及び神奈川県警察は，同種事件が再発しないような改善策を講ぜよ。

① 相手方B・C・Dは，2009年（平成21年）12月25日，申立人に対し職務質問をするにあたり，申立人の右腕を後ろ手に捻り上げて自由に動けないようにした上，警察車両に連行して乗車させて，1時間以上留め置くなどの暴行を加え，よって申立人に対し，後遺障害の残る右肩腱板断裂，右肩関節周囲炎の傷害を負わせた（特別公務員暴行陵虐：刑法195条）。

② 相手方Cは，現行犯人逮捕手続書に虚偽の事実を記載し，もって公務員として自己の職務に関し，虚偽の公文書を作成し，それを真正なものとして行使した（虚偽公文書作成・同公使：同法156条・同158条）。

③ 相手方Cは，同人が作成して押印した現行犯人逮捕手続書を，内容を改竄

するために破り捨て、もって公務所の用に供する文書を毀棄した（同法 258 条）。

- ④ 相手方 B・C・E は、横浜地方裁判所の法廷において、自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、もって偽証した（同法 169 条）。

2 認定した事実

本件の基礎となる刑事事件については、2011 年（平成 23 年）3 月 8 日に横浜地方裁判所で無罪判決が言い渡されており（横浜地方裁判所平成 22 年（わ）第 143 号）、この判決は控訴されることなく確定している。

本件申立に関する事実も、この判決で認定された事実及び同裁判の尋問調書等、診断書、カルテなど申立人から提出された書類、申立人代理人 F 弁護士からの事情聴取（主として「右手を後ろ手にして、手の甲を背中に当たりに押し当てる」行為と、右肩腱板断裂、右肩関節周囲炎の傷害結果との因果関係について、主張と証拠の補充を求めた）などにより、以下のように認定した。

なお、特に申立人の右手を後ろ手にして背中に押し当てた行為について、相手方らの意見を聴取するため、神奈川県警本部宛に書面による照会を行ったが、県警本部からは、平成 25 年 5 月 15 日付けで、照会に応じられない旨の回答がなされたのみであった。

(1) 相手方らがした行為の認定

ア 2009 年（平成 21 年）12 月 25 日午前 1 時 53 分ころ、相手方 B、相手方 C、相手方 D の 3 名（以下「相手方 B ら」という）は、「ハッチバックドアを全開にしたまま、運転者が別の車に乗ってどこかへ行ってしまい、普通乗用自動車ハリアーが置き去りにされている」旨の 110 番通報を受け、現場へ向かうように指令された。同日午前 2 時 6 分ころ、相手方 B らは現場であるドン・キホーテ東名横浜インター店の駐車場（以下「本件駐車場」という）に到着し、該当ハリアーを発見し、所有者が分からないことから、所有者又は使用者の特定につながる物品を見つけようと考え、ハリアーの車内を探すことにした。相手方 C が後部荷台部分・ナンバープレートを、相手方 D が運転席側後部座席を、相手方 B が運転席をそれぞれ探した。

相手方 D は、後部座席床に置いてあったバックのファスナーを開け、中から申立人の名前が印字された紙袋を発見した。相手方 B は、運転席のドア内側サイドポケット内に黒色のポーチが入っているのを発見し、これを手に取り、ファスナーを開けて内部を見た。ポーチの中には、注射器数本と覚せい剤様の粉末がはいったファスナー付きビニール袋数枚が入っていた。相手方 B らは、「覚

せい剤事件の証拠品に指紋がつくのはまずい」などと考えて、ポーチのチャックを閉め、元の場所に戻した。

相手方Bらは覚せい剤様の粉末がハリアー内から発見されたことを緑警察署の当直幹部らに報告し、令状をとってハリアーを引き上げる方向で話を進めるから、しばらく現場でハリアーを見張るように指示を受けた。

イ 相手方Bらが本件駐車場でハリアーを監視していたところ、同日午前3時15分ころ、本件駐車場に申立人ほか数名が現れたので、Bらが職務質問のために声をかけた。すると、申立人が相手方Cに気づいて走り出し、ほか数名は自動車で本件駐車場から走り去った。相手方Cが申立人に追いつきそうになったが、なお申立人が逃走を図ったため、申立人の進行方向にいた相手方Bは、申立人が同人の横をすり抜けようとした際、申立人を制止するため、申立人の背後からその左肩と右手首を掴んだ。申立人は身をよじって掴まれた手を振りほどこうとしたが、相手方Bは申立人の右手を後ろ手にし、手の甲を背中への辺りに押し当てるように捻り上げて制止した。相手方C及び相手方Dもやってきてその周りを取り囲み、申立人は身動きがとれなくなり、その場に座り込んだ。

ウ 申立人は「逃げないから手を離してくれ」などと言ったが、相手方Bは、手を離せばまた逃げるかもしれないと考えて、申立人の右手を後ろ手にしたまま離さず、そのまま職務質問を開始した。

その後相手方Bらは、この場所で職務質問を続けたのでは逃走されるおそれがあるから、本件駐車場に止めてある捜査車両に申立人を乗せて質問を行おうなどと考え、相手方Bが申立人の右側からその肩と右腕又はベルトを掴み、相手方Cが申立人の左側から自己の右手を申立人の左腕に巻き付けるようにして申立人を捜査車両のもとまで連れて行った。相手方Bらは、申立人に捜査車両に乗るように10分程度説得したが申立人が応じず、乗車口に背を向けて、車体に手を押し当てて抵抗したため、先に捜査車両に乗車していた相手方Bが申立人の同意を得ないまま、車内から申立人を引っ張り上げて席に座らせた。そのまま、相手方Bらは同日午前4時30分ころまで1時間以上申立人を捜査車両内に留め置いた（以下、相手方らが申立人を掴んでから捜査車両に留め置くまでの一連の行為を「本件行為」という）。その時点で、申立人が自傷行為や他害行為に及んでいたわけではなく、盗難などの具体的な犯罪の嫌疑があったわけでもなかった。

エ またこの間、相手方Bらは申立人に対し、既に発見していた車内の覚せい剤に関する質問は一切しなかった。

オ 同日午前4時30分ころ、相手方Eが本件駐車場に到着した。相手方Eは、すでにハリヤー内で覚せい剤様の粉末が発見されていること、申立人を確保しているとの報告を受けており、予試験の準備をした上で現場に来た。

申立人は相手方Eに対し、「警察官から暴行を受けて右肩が痛い」などと述べていた。

相手方Eは、申立人にハリヤーの所有関係などについて質問した後、任意捜査としてハリヤーの車内を探すことにし、申立人にその同意と立会を求めた。申立人は、その求めに応じ立ち会ったが、一貫してハリヤーは友人のものだと答えていた。

相手方Eは、事前に運転席部分に覚せい剤があるという報告を受けていたが、後部荷台部分から探し始め、次いで後部座席中辺、助手席周辺を探した後、最後に運転席ドアを開け、ドアポケット内に入っていたポーチを開けて、覚せい剤様の粉末を発見した。予試験の結果、それは覚せい剤であると判明した。

そして同日午前4時51分、相手方Cは、申立人を覚せい剤所持の嫌疑で現行犯逮捕し、相手方らは逮捕に伴う搜索差押えとして、ハリヤーの車内を再度搜索し、覚せい剤とハリヤーを差し押さえた。

カ 相手方Cが作成名義人として署名押印した現行犯人逮捕手続書には、相手方Bらが110番通報を受けて本件駐車場に到着した直後の1回目の検索を行った事実、逃走する申立人の腕を背中に押しつけた事実などは記載されず、むしろ申立人を捜査車両に乗せる際に申立人の同意を得た、また覚せい剤が相手方Eが到着した後の検索によって発見されたなどと内容虚偽の記載がなされている。

相手方Cはこの内容虚偽の現行犯人逮捕手続書を作成して、真正なものとして捜査担当検察官に提出した。

キ 相手方B、相手方C及び相手方Eは、それぞれ公判廷に証人として出廷しながら、申立人の右手を背中に押し当てたことはないとか、申立人は自分から捜査車両に乗り込んだとか、申立人は2回目の検索前にハリヤーが自分のものであると認めていたなどと、事実と反する証言をした。

(2) 事実認定の補足説明

前項の一連の行為は、すでに述べたとおり、刑事確定判決により、申立人、相手方らの尋問を経た上で、適法に事実認定がなされている。今回神奈川県警察本部は照会に応じず、その他刑事確定判決がした事実認定に一見して明白な

誤りはない。

したがって、刑事確定判決が認定するとおり、上記事実を認定することができる。

なお、相手方Cが一度作成した現行犯人逮捕手続書を破り捨てたという公文書毀棄にかかる事実については、客観的証拠がなく認定できない。

(3) 後遺障害の残る右肩腱板断裂，右肩関節周囲炎の傷害と因果関係

まず，G病院整形外科医師作成の診療情報提供書を見ると，2011年（平成23年）4月15日の段階で，申立人に右肩腱板断裂，右肩関節周囲炎の傷病名が付されている。

また，2009年（平成21年）12月25日の事件以前には，右肩腱板断裂，右肩関節周囲炎の診断は受けておらず，頸部痛の既往症はあったことが分かるが（H病院のカルテより），手指の著明な変形は外見上認められず，上肢の疼痛や動作困難に関する明らかな訴えも認められなかったこと（I病院の担当医作成の証明書），逮捕時に申立人が「警察官から暴行を受けて右肩が痛い」と述べたことが刑事確定判決で認定されていること，逮捕後新たな事情もなかったことからすれば，今回の右肩腱板断裂，右肩関節周囲炎の発症と本件行為に因果関係があることが推認される。

一方，G病院のカルテには，申立人の右肩に可動域制限があることなどが記載されているが，その詳細については記載がなく，当該可動域制限が後遺障害に該当するか否かの判定は関係資料から明確に判別することはできない。

したがって，本件で，申立人が主張するような後遺障害が残ったことまで認定することはできないが，本件行為により申立人が右肩腱板断裂，右肩関節周囲炎の傷害を負ったことは強く推認される。

3 人権侵害の有無・内容についての判断

(1) 本件行為について

相手方らがした本件行為は，職務質問に付随する行為又は任意捜査として許容される限度を逸脱するものであり，申立人を令状なくして実質的に逮捕した違法なものと評価でき，申立人の身体及びその自由に対する人権侵害であると認められる。しかも，本件では，申立人が右肩腱板断裂，右肩関節周囲炎の傷害を負ったものと強く推認されるどころ，申立人に対する人権侵害の程度は大きいと言わざるを得ない。

基本的人権の擁護という人権救済申立の本旨に照らせば，本件行為について人権救済の必要性は高い。

(2) 虚偽公文書作成，偽証について

上記認定事実2(1)アについて、相手方がした1回目のハリアーの検索は刑事法上の捜索に該当するが、令状なく、またその必要性・緊急性に乏しい中で行われたものであり、重大な違法がある。さらに本件行為に関しても重大な違法があるところ、これらの違法を隠蔽するため、相手方Cは、1回目の検索の事実を隠し、相手方Eが到着した後の2回目の検索で覚せい剤を発見した、申立人の同意を得て同人を留め置いたなどと虚偽の内容を記載した現行犯人逮捕手続書を作成し、行使した。

上記認定事実2(1)キの偽証についても、相手方は、本件行為や1回目の検索の違法を隠蔽するために、公判廷で事実と反する証言をしたものである。

相手方は、法の適正な執行を特に求められる警察官という職にありながら、このような虚偽公文書作成・同行使罪や偽証罪に相当する行為を行ったもので、申立人の適正な刑事手続を受ける権利等を侵害するものであり、ひいては申立人が誤った事実に基づき有罪の判決を受ける危険を生じさせるものであって、申立人の受けた不利益は顕著である。

よって虚偽公文書作成及び偽証についても、人権救済の必要性が高い。

4 相当とする措置及び結論

上記のような申立人に対する人権侵害を救済するためには、相手方らに対し、令状主義の精神を逸脱して、被疑者に不当・不必要な傷害を与えるような違法な捜査を断じて行わないよう、さらに違法捜査を隠蔽するような虚偽公文書の作成・行使、事実と反する証言は言語道断であり、二度と繰り返さないよう、本件行為に対する反省を求めるとともに、警告を発すべきである。

さらに、本件行為を行った警察官個人だけではなく、神奈川県警察本部及び緑警察署に対し、組織としての問題であることを明確にする必要性が高く、同様に警告を発し、今後の再発防止策を講ずるよう求めるべきであると判断した。

以上